平成２７年（フ）第１７１号
高知市高須３丁目10番28号　コーポ新木303号
債務者　伊勢　　綾
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７３号
高知市竹島町157番地70　イースト103
債務者　川島　麻香
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８７号
高知市二葉町４番３―205号　常盤コーポ
債務者　中塚　辰彦
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４９号
沖縄県糸満市字糸満1408番地の５　浜元アパート301号
債務者　宮里　和磨
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４号
北海道名寄市西11条南５丁目29番地77
債務者　成田　郁代（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１４７号
群馬県高崎市並榎町531番地１　ホーユウパレス高崎並榎104号
債務者　小川　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７６１号
埼玉県加須市南町８番８号　南町ガーデンヒルズＡ―202
債務者　牛島恵子こと　ウシジマケイコ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８５号
埼玉県川口市戸塚３丁目28番29号　グリーンシティ201号
債務者　都甲　　栄
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１５号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目875番地１　ウィズ大宮二番館605号
債務者　中元　美幸
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５４号
さいたま市浦和区領家７丁目５番16号　グリーンハイツ欅Ⅱ102号室
債務者　千明　浩通
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５６号
埼玉県川口市前川町３丁目692番地　ビュープラザ斉藤Ⅲ206号
債務者　八木恵美子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６８号
さいたま市見沼区東大宮３丁目12番地14
債務者　五十嵐佳代（旧姓河井）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３２号
さいたま市桜区道場１丁目８番19号　コスモハイツ86Ｍ１　201
債務者　七條　　強
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３９号
埼玉県川口市大字新堀338番地の７　㈱ナカシン内
債務者　梶田　隆造
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
埼玉県入間郡三芳町みよし台13番地１　サンフラワーみずほ台マンション305号
債務者　山岸　正樹
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９６号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目11番地16（レピュート霞106号室）
債務者　山部　俊美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０４号
埼玉県所沢市大字上安松332番地の６、前住所埼玉県所沢市大字上安松333番地の11
債務者　板倉　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部